

# 特定個人情報 の適正な取扱い等について

平成30年度 社会保障・税番号制度担当者説明会  
個人情報保護委員会事務局



# 個人情報保護委員会

※個人情報保護法及び関係政令に基づき、特定個人情報保護委員会を改組し、2016（平成28）年1月1日設置

## 任務

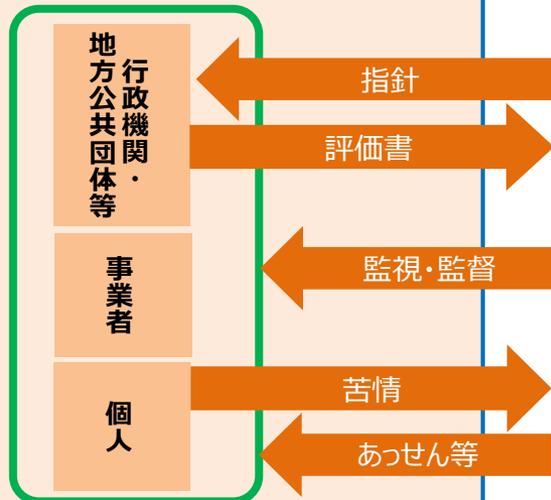
個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するため、個人情報の適正な取扱いの確保を図ること

## 組織

- 委員長1名・委員8名（合計9名）の合議制
- 委員長・委員は独立して職権を行使（独立性の高い、いわゆる3条委員会）

### 【マイナンバー法(\*1)関係】

※マイナンバー法は、内閣府が所管



## 個人情報保護委員会

個人情報保護の基本方針の策定・推進  
広報啓発  
国際協力  
その他（国会報告・調査等）

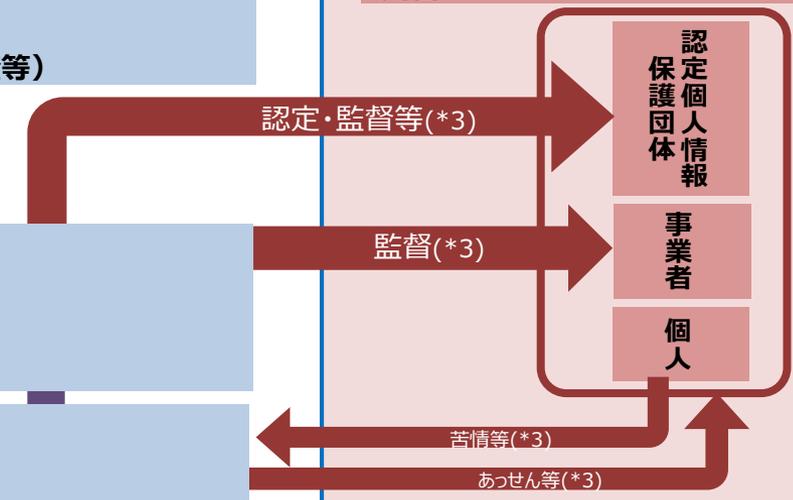
特定個人情報保護評価

監視・監督等

苦情あっせん

### 【個人情報保護法(\*2)関係】

個人情報保護法は、個人情報保護委員会が所管



監視・監督(\*5)

### 【行政機関個人情報保護法等(\*4)関係】

※非識別加工情報（個人情報保護法における匿名加工情報に相当するもの）関連のみ

行政機関  
独立行政法人

(\*1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  
(\*2) 個人情報の保護に関する法律  
(\*3) これらの事務は改正個人情報保護法の全面施行の日（公布から2年以内）から開始。  
(\*4) 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」  
(\*5) この事務は改正行政機関個人情報保護法、改正独立行政法人個人情報保護法の全面施行日（公布から1年6月以内）から開始。

# 目 次

---

1. 特定個人情報の取扱いに関する監視・監督について
2. 特定個人情報保護評価について
3. 番号法第9条第2項の条例で定める事務（独自利用事務）に係る  
情報連携について
4. 個人情報保護法の概要について  
(参考) 国の行政機関・独立行政法人等における非識別加工情報制度  
の概要について

# 1. 特定個人情報の取扱いに関する 監視・監督について

---

# 目 次

---

- ( 1 ) 漏えい事案等の状況
- ( 2 ) 特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について  
(地方公共団体等向け)
- ( 3 ) 立入検査の状況
- ( 4 ) 定期的な報告の状況

# (1) 漏えい事案等の状況

## (特定個人情報)

27年度	83件	(重大な事態 2件)
28年度	165件	(重大な事態 6件)
29年度(上半期)	273件	(重大な事態 3件)

※個人情報保護委員会に報告された漏えい事案等の件数

※重大な事態・・・漏えい等した特定個人情報に係る本人の数が100人を超えるなどの事態

## (2) 特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（地方公共団体等向け）

### 1. 重大な事態又はそのおそれのある事案が発覚した場合

- 直ちに、第一報を電子メールで報告し、受理確認のための電話をしてください。

※その後、確報を電子メールで報告

※発覚時点が夜間、休日の場合には、原則として翌開庁日にそれまでに把握した事項や行った措置等を併せて報告

### 2. 番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案を把握した場合 （1.を除く事案の場合）

- 速やかに、確報を電子メールで報告してください。

### 3. 報道発表資料等の提出

- 事案を報道発表する場合には、報道発表する前に、報道発表資料等を提出してください。

#### 【報告先】

TEL : 03-6457-9834

FAX : 03-3593-7962

e-mail : [houkoku.bangou@ppc.go.jp](mailto:houkoku.bangou@ppc.go.jp)

※不正プログラム等による情報漏えい等の場合は、FAXを用いてください。

※「特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の報告等に関する留意事項について（地方公共団体等における対応に関する通知）」平成30年4月2日付け 各都道府県・指定都市番号制度担当部局長あて通知を参照

#### 【変更点】

- ①報告様式の記載項目の一部追加
- ②報告様式での提出の義務付け
- ③再発防止策等の対応に時間を要し報告できない場合は、2か月を経過した時点で当該状況を一度報告
- ④重大な事態の第一報は原則、電子メール

## (2) 特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（地方公共団体等向け）

行政機関、独立行政法人等、地方公共団体等用様式

平成 年 月 日

個人情報保護委員会 御中

組織名 \_\_\_\_\_  
 担当部署 \_\_\_\_\_  
 担当者 \_\_\_\_\_  
 所在地 \_\_\_\_\_  
 連絡先（TEL： \_\_\_\_\_）

### 特定個人情報の漏えい等報告について

（特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態等）

番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案について報告します。

（第一報の際に①～⑥は記載必須事項です。）

<p>①事態の類型                  ※重大な事態に該当する事案又はそのおそれのある事案の該当する項目を選択してください。                  （複数選択可）</p>	<p>【重大事態（そのおそれのある事案を含む）の該当の有無】  <input type="checkbox"/> 該当する    <input type="checkbox"/> 該当しない                  【※「該当する」を選択した場合のみ記載】  <input type="checkbox"/> 第一報（告示に基づく報告）    <input type="checkbox"/> 確報（規則第3条に基づく報告）</p> <p>【重大事態（そのおそれのある事案を含む）の類型】  <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム又は個人番号利用事務を処理する情報システムで管理される特定個人情報の漏えい等が起こった。  <input type="checkbox"/> 個人番号関係事務を処理するために使用する情報システムで管理される特定個人情報の漏えい等が起こった。  <input type="checkbox"/> 漏えい等した特定個人情報の本人の数が101人以上である。  <input type="checkbox"/> 電磁的方法により、不特定多数の人が閲覧できる状態となった。  <input type="checkbox"/> 職員等（従業員等）が不正の目的で利用し、又は提供した。</p>
<p>②事態の概要                  ※概要については、時系列で記載するとともに、発生原因及び発覚の経緯も明記すること。</p>	<p>【発生日】 年 月 日                  【発覚日】 年 月 日                  【概要】</p>
<p>③漏えい等した情報の内容</p>	
<p>④漏えい等した特定個人情報の本人の数</p>	<p>（                      ）人                  ※ 重大事態に該当する場合は、発覚した時点で把握した概数を記載</p>
<p>⑤漏えい等が発生した事務の名称</p>	<p>【個人番号利用事務・個人番号関係事務の該当】  <input type="checkbox"/> 個人番号利用事務  <input type="checkbox"/> 個人番号関係事務</p> <p>【特定個人情報保護評価の実施の有無】  <input type="checkbox"/> 実施（義務付けられる評価の種類：                      ）  <input type="checkbox"/> 義務付けられない</p> <p>【事務名 ※ 特定個人情報保護評価計画管理書の「事務の名称」を記載】                  （                      ）                  ※ 「個人番号利用事務」を選択した場合のみ記載</p>

<p>⑥公表（予定）</p>	<p>【事案の公表】  <input type="checkbox"/> あり（予定も含む） 公表（予定） 年 月 日  <input type="checkbox"/> なし                      <input type="checkbox"/> 未定                  【公表方法 ※ 「あり（予定も含む）」を選択した場合のみ記載】  <input type="checkbox"/> H Pに掲載    <input type="checkbox"/> 記者会見    <input type="checkbox"/> 記者クラブ等への資料配布  <input type="checkbox"/> その他（                      ）</p>
<p>⑦本人への連絡等の状況                  ※連絡した場合は、完了日も記載すること。</p>	
<p>⑧再発防止策等</p>	
<p>⑨その他</p>	

※ 第一報から記載を変更した箇所には、変更した記載に下線を引いてください。

個人情報保護委員会の  
 ホームページに、報告様式  
 やQ & A を掲載しています。

<https://www.ppc.go.jp/legal/rouei/>



## (2) 特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（地方公共団体等向け）

### 独立行政法人等及び地方公共団体等における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について

（平成27年特定個人情報保護委員会告示第1号）

地方公共団体等は、その取り扱う特定個人情報について、漏えい事案その他の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案が発覚した場合には、次の事項について必要な措置を講ずるものとする。

《必要な措置を講ずる事項》

- ① 組織内における報告、被害の拡大防止
- ② 事実関係の調査、原因究明
- ③ 影響範囲の特定
- ④ 再発防止策の検討・実施
- ⑤ 影響を受ける可能性のある本人への連絡等
- ⑥ 事実関係、再発防止策等の公表
- ⑦ 個人情報保護委員会への報告

A. 右記の個人情報保護委員会規則における、重大事態に該当する事案又はそのおそれのある事案が発覚した時点で、直ちにその旨を個人情報保護委員会に報告する。【第一報】

B. 番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案を把握した場合には、事実関係及び再発防止策等について、速やかに個人情報保護委員会に報告する。【確報】

### 特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則

（平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号）

地方公共団体等は、**特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態（重大事態）**が生じたときは、個人情報保護委員会に報告するものとする。【確報】

《重大事態》

- ① 情報提供ネットワークシステム等又は個人番号利用事務・個人番号関係事務を処理するために使用する情報システムで管理される特定個人情報が漏えい等した事態
- ② 漏えい等した特定個人情報に係る本人の数が100人を超える事態
- ③ 特定個人情報を電磁的方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態となり、かつ閲覧された事態
- ④ 職員等が不正の目的をもって、特定個人情報を利用し、又は提供した事態

《報告内容》

- ① 概要及び原因
- ② 特定個人情報の内容
- ③ 再発防止のためにとった措置
- ④ ①～③のほか、個人情報保護委員会が定める事項

※個人情報保護委員会へ報告する様式については、個人情報保護委員会ウェブサイトに掲載しています。

### (3) 立入検査の状況

(単位:件)

年度	行政機関等	地方公共団体	事業者	計
27	1	1	—	2
28	5	5	—	10
29(上半期)	3	3	2	8

#### 【地方公共団体に対する30年度の取組】



#### ＜検査項目を絞った立入検査の実施＞

広く特定個人情報の取扱状況を実地に把握するために、これまでの立入検査とは別に、検査項目を絞った立入検査を実施

#### ＜特定個人情報安全管理措置セミナーの実施＞

これまでの立入検査や定期的な報告等を踏まえて、地方公共団体向けのセミナー「特定個人情報安全管理措置セミナー」を開催

## (4) 定期的な報告の状況

- 番号法第29条の3第2項に基づき、特定個人情報ファイルを保有する地方公共団体及び地方独立行政法人は、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、定期的に、特定個人情報の取扱いの状況について、個人情報保護委員会に報告することが法令上の義務となっている。
- 平成29年度の定期的な報告の主な結果は、次ページ参照
- 平成30年度の定期的な報告
  - ✓ 事務連絡は、5月15日に発出
  - ✓ 報告内容
    - ①情報連携に係る体制整備状況等
    - ②平成29年度の定期報告のフォローアップを含めた安全管理措置の実施状況
    - ③安全管理措置を実施する上での課題等
  - ✓ 報告の提出期限は、6月29日まで
  - ✓ 提出方法は、マイナンバー保護評価システムを通じて提出



## (4) 定期的な報告の状況

### 【29年度定期的な報告の結果】

項目	番号	質問	29年度まで に対応が完了	29年度中に 対応が完了 しない
規程及び事務の範囲	1	特定個人情報等の具体的な取扱いを定めるために、セキュリティポリシー等の見直し又は特定個人情報に係る規程の整備を行っていますか。	97.9%	2.1%
	2	特定個人情報を取り扱う事務の範囲を明確にし、当該事務に従事する職員を事務取扱担当者に指定していますか。	98.7%	1.3%
事務の体制	3	事務取扱担当者及び情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対して、必要な教育研修を実施していますか。また、研修の実施状況を把握し、未受講者に対して、成28年度中に研修を実施しましたか。	97.5%	2.5%
	4	人事異動や中途採用で新たに事務取扱担当者となった職員に対して適切な時期に、マイナンバーガイドラインの通読も含め、マイナンバーガイドラインに関する研修を実施していますか。	96.7%	3.3%
	5	特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対する研修内容には、番号法第28条の2に基づく特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要なサイバーセキュリティの確保に関する事項が盛り込まれていますか。	97.6%	2.4%

## (4) 定期的な報告の状況

### 【29年度定期的な報告の結果】

項目	番号	質問	29年度まで に対応が完了	29年度中に 対応が完了 しない
管理状況の 把握	8	特定個人情報の管理の状況について、点検又は監査の具体的な計画及び実施方法を定め、定期に及び必要に応じ随時実施していますか。	92.9%	7.1%
	9	番号8に関連して、特定個人情報の管理の状況について、自己点検の具体的な実施方法及び責任者への報告方法を定め、実施していますか。	93.8%	6.2%
	10	取扱規程等に基づく運用状況として、特定個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録を確認していますか。	96.7%	3.3%
システム	11	電子媒体等の情報システム端末への接続について、システム上の制限又は事前に使用許可を得ている電子媒体についてのみ、その都度管理者の許可を受ける措置を講じていますか。	99.3%	0.7%
	13	情報システムを使用して個人番号利用事務を行うにあたり、人事異動等に伴うアクセス権限の付与又は削除を行うなどして、アクセス権限を有する者に異動があった場合に、適正に付与又は削除がされていますか。	99.9%	0.1%

## 【参考資料一覧】

事務連絡	内容
平成29年10月16日付け事務連絡 「特定個人情報の適正な取扱いに係る参考資料の送付について」	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人番号を取り扱う事務の範囲と担当者の明確化</li> <li>事務取扱担当者への教育研修の実施</li> <li>特定個人情報の管理状況の点検・監査</li> <li>電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、アクセス制御</li> </ul>
平成29年11月20日付け事務連絡 「特定個人情報の適正な取扱いに係る参考資料の送付について」	<ul style="list-style-type: none"> <li>アクセス状況の記録と確認</li> <li>サイバーセキュリティに関する研修の資料</li> </ul>
平成30年1月31日 「特定個人情報の適正な取扱いに係る参考資料の送付について」	<ul style="list-style-type: none"> <li>サイバーセキュリティに関する研修の資料 (サイバーセキュリティ・チェックポイント)</li> </ul>
平成30年2月5日 「特定個人情報等取扱要領等の送付について(参考)」	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定個人情報等取扱要領(例)</li> <li>監査チェックリスト(基礎編)</li> <li>漏えい報告体制(フロー)</li> <li>特定個人情報等の取扱いに関する特記事項(例)</li> </ul>

委員会ウェブサイト掲載資料	内容
特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインの概要についてまとめた資料</li> </ul>
マイナンバーを適切に取り扱うためのポイント～検査結果を踏まえて～	<ul style="list-style-type: none"> <li>立入検査で把握した指摘事例、好事例及びその他参考情報</li> </ul>
地方公共団体における監査のためのチェックリスト ～マイナンバーの適正な取扱いのために～	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体が監査を実施するにあたり参考となる項目をまとめたチェックリスト</li> </ul>

デジタルPMO掲載資料	内容
特定個人情報の適正な取扱いに関する留意点説明会資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>当委員会で行っている説明会の資料</li> </ul>
マイナンバー理解度テスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナンバー制度の理解に資する問題集</li> </ul>

## 2. 特定個人情報保護評価について

---

# 目 次

---

- ( 1 ) 特定個人情報保護評価の概要
- ( 2 ) 評価実施機関における評価書の公表状況
- ( 3 ) 特定個人情報保護評価指針の変更
- ( 4 ) 特定個人情報保護評価の再実施等（概要）
- ( 5 ) 特定個人情報保護評価の再実施等【定期】
- ( 6 ) 特定個人情報保護評価の再実施等【随時】
- ( 7 ) 独自利用事務についての特定個人情報保護評価

# (1) 特定個人情報保護評価の概要

## 特定個人情報保護評価とは

特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもの。

## 評価の目的

- 番号制度に対する懸念(国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等)を踏まえた制度上の保護措置の一つ
- 事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び国民・住民の信頼の確保を目的とする。

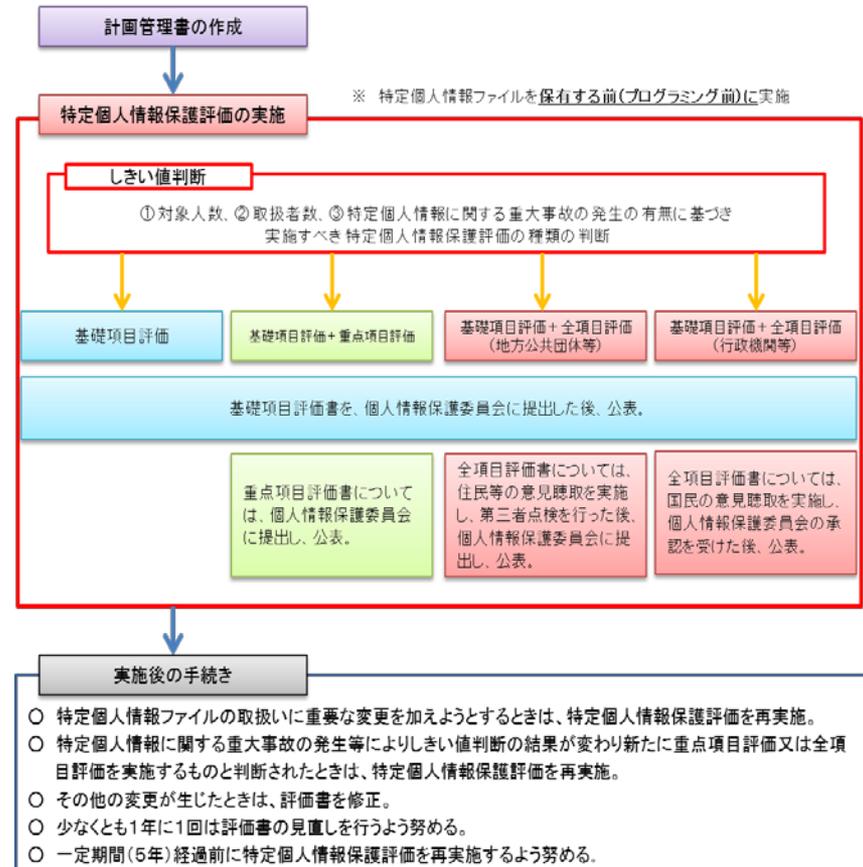
## 評価の実施主体

- ① 国の行政機関の長
  - ② 地方公共団体の長その他の機関
  - ③ 独立行政法人等
  - ④ 地方独立行政法人
  - ⑤ 地方公共団体情報システム機構(平成26年4月1日設置)
  - ⑥ 情報提供ネットワークを使用した情報連携を行う事業者(健康保険組合等)
- 上記のうち、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者は、特定個人情報保護評価を実施することが原則義務付けられる。

## 評価の対象

- 特定個人情報保護評価の対象は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務。
- ただし、職員の人事、給与等に記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱うに関する事項又はこれらに準ずる事項を事務、手作業処理用ファイル(紙ファイルなど)のみを取り扱う事務、対象人数の総数が1,000人未満の事務等については特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない。

## 特定個人情報保護評価の流れ



## (2) 評価実施機関における評価書の公表状況

(平成30年3月31日現在)

機関情報		評価書情報			
公表者区分	公表機関数	評価書数	評価書種別		
			基礎	重点	全項目
行政機関の長	8 機関	16	8	0	8
地方公共団体の長その他の機関	2,186 機関	31,350	29,379	1,407	564
独立行政法人等	26 機関	32	24	1	7
地方独立行政法人	1 機関	1	1	0	0
地方公共団体情報システム機構	1 機関	1	0	0	1
情報連携を行う事業者	636 機関	835	707	48	80
合計	2,858 機関	32,235	30,119	1,456	660

※ 評価書数は、重点項目評価又は全項目評価が義務付けられた場合に併せて提出される基礎項目評価書の数を除いています。

公表されている評価書の確認については、マイナンバー保護評価WEBの評価書検索をご利用ください。

(<http://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/>)

# (3) - 1 特定個人情報保護評価指針の変更

※平成30年5月21日 公表

## 基礎項目評価書記載事項

- 基礎項目評価書の記載事項として、リスク対策の実施状況を新たに加えることとし、基礎項目評価書の様式において、次に掲げる事項について選択方式により記載することとする。
  - ① 特定個人情報の入手
  - ② 特定個人情報の使用
  - ③ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託
  - ④ 特定個人情報の提供・移転
  - ⑤ 情報提供ネットワークシステムとの接続
  - ⑥ 特定個人情報の保管・消去
  - ⑦ 監査
  - ⑧ 従業者に対する教育・啓発
- これに伴い、「特定個人情報保護評価に関する規則」についても所要の改正を行う(平成30年5月21日公布)。
- 施行日は平成31年1月1日とし、経過措置として平成31年6月30日までに新たな様式による評価を行うものとする。

## 負担軽減を図る事項(基礎項目・重点項目・全項目共通)

### 1. 評価の実施時期の見直し

- 評価の実施時期について、「要件定義終了まで」としているものを、「プログラミング開始前」に変更することとする。
- 施行日は公布日とする。

### 2. 「評価実施機関における担当部署」の「所属長」欄への所属長氏名の記載廃止

- 「評価実施機関における担当部署の「所属長」欄を「所属長の役職名」に変更する。
- 施行日は公布日とし、経過措置として平成31年6月30日までに新たな様式による評価を行うものとする。

# (3) - 2 基礎項目評価書記載事項の変更について

- IVは、評価対象の事務における特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおいて想定されるリスクへの対策について記載するものです。例示されている各リスクに具体的にどのように対応しているかを確認することで、十分なリスク対策が実施されているかを検討します。
- しきい値判断の結果、基礎項目評価書のみを任意で提出する場合は「1) 基礎項目評価書」を、重点項目評価書又は全項目評価書を任意で提出する場合は、任意で提出される評価書名が含まれる選択肢を選択してください。

IV リスク対策		
<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

目的外の入手が行われるリスクに対して、十分な対策を行っているとは評価する場合には「十分である」を選択し、十分に行っているとは評価できず、まだ課題が残されていると評価する場合には「課題が残されている」を選択してください。

目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクに対して、十分な対策を行っているとは評価する場合には「十分である」を選択し、十分に行っているとは評価できず、まだ課題が残されていると評価する場合には「課題が残されている」を選択してください。

権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクに対して、十分な対策を行っているとは評価できず、まだ課題が残されていると評価する場合には「課題が残されている」を選択してください。

特定個人情報ファイルの取扱いの委託をしない場合は「委託しない」を選択してください。

委託先における不正な使用等のリスクに対して、十分な対策を行っているとは評価する場合には「十分である」を選択し、十分に行っているとは評価できず、まだ課題が残されていると評価する場合には「課題が残されている」を選択してください。  
 ※ 「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」において「提供・移転しない」を選択した場合、この項目の評価は不要です。

不正な提供・移転が行われるリスクに対して、十分な対策を行っているとは評価する場合には「十分である」を選択し、十分に行っているとは評価できず、まだ課題が残されていると評価する場合には「課題が残されている」を選択してください。  
 ※ 「5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）」において「提供・移転しない」を選択した場合、この項目の評価は不要です。

特定個人情報の提供・移転をしない場合は「提供・移転しない」を選択してください。

## (3) - 2 基礎項目評価書記載事項の変更について

特定個人情報の入手のために情報提供ネットワークシステムに接続しない場合は「接続しない(入手)」を、特定個人情報の提供のために情報提供ネットワークシステムに接続しない場合は「接続しない(提供)」を選択してください。  
 ※ 情報提供ネットワークシステム・中間サーバーを通じた特定個人情報の入手又は提供に関するリスク対策を評価するための項目です。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

目的外の入手が行われるリスクに対して、十分な対策を行っているとは評価する場合には「十分である」を選択し、十分に行っているとは評価できず、まだ課題が残されていると評価する場合には「課題が残されている」を選択してください。

※ 情報提供ネットワークシステム・中間サーバーのアプリケーション仕様等は、関係省庁等から送付されているこの項目の選択に必要な情報を踏まえて、選択してください。

※ 「6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」において「接続しない(入手)」を選択した場合、この項目の評価は不要です。

不正な提供が行われるリスクに対して、十分な対策を行っているとは評価する場合には「十分である」を選択し、十分に行っているとは評価できず、まだ課題が残されていると評価する場合には「課題が残されている」を選択してください。

※ 情報提供ネットワークシステム・中間サーバーのアプリケーション仕様等は、関係省庁等から送付されているこの項目の選択に必要な情報を踏まえて、選択してください。

※ 「6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」において「接続しない(提供)」を選択した場合、この項目の評価は不要です。

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクに対して、十分な対策を行っているとは評価する場合には「十分である」を選択し、十分に行っているとは評価できず、まだ課題が残されていると評価する場合には「課題が残されている」を選択してください。

従業員に対する教育・啓発について、十分な取組を行っているとは評価する場合には「十分である」を選択し、十分な取組を行っているとは評価できず、まだ課題が残されていると評価する場合には「課題が残されている」を選択してください。

評価の実施を担当する部署自らによる自己点検、評価実施機関内の内部監査又は外部の第三者による監査を実施している場合には、それぞれ選択してください。

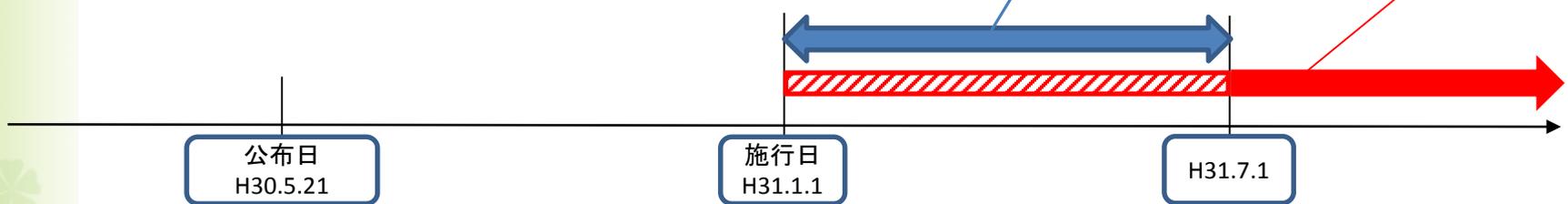
# (3) - 3 経過措置の考え方

## 基礎項目評価書

### ① リスク対策

「IV. リスク対策」の含まれない施行前の様式により、評価書が公表されていても構わない期間

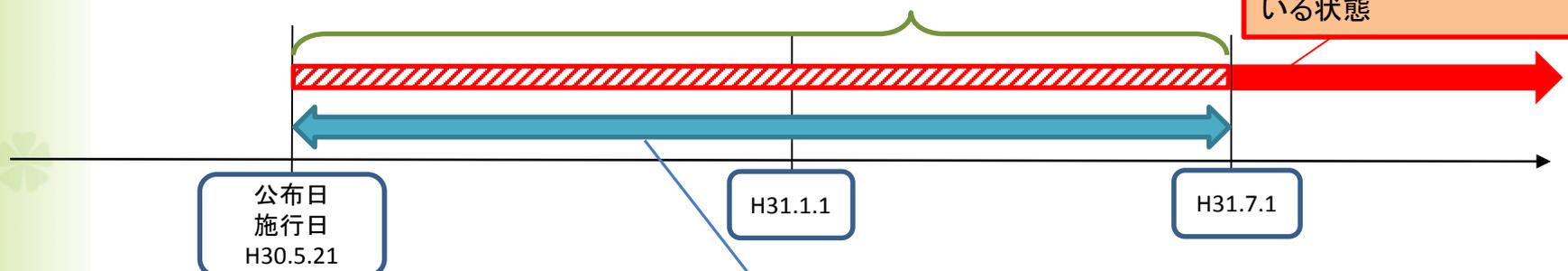
「IV. リスク対策」が含まれる評価書が必ず公表されている状態



### ② 所属長の役職名

所属長の役職名及び氏名に変更があった場合は、「所属長」から「所属長の役職名」に変更された様式を使用し、評価を実施

「所属長の役職名」に変更された様式により必ず評価書が公表されている状態

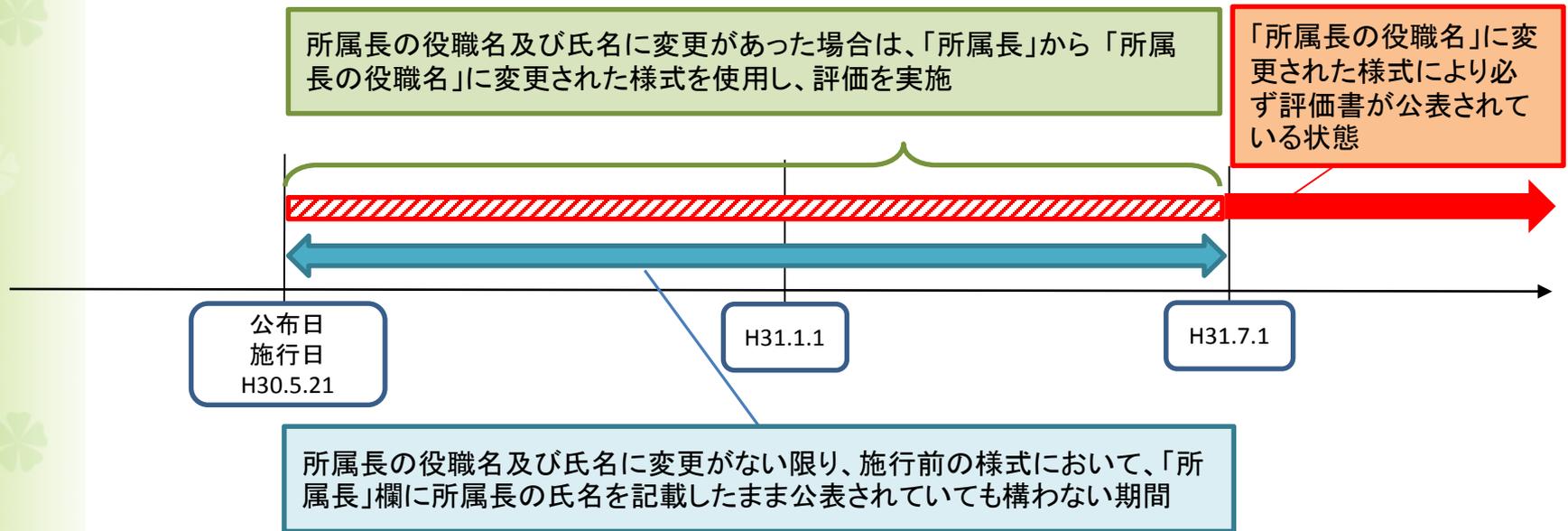


所属長の役職名及び氏名に変更がない限り、施行前の様式において、「所属長」欄に所属長の氏名を記載したまま公表されていても構わない期間

# (3) - 3 経過措置の考え方

## 重点項目・全項目評価書

### ○所属長の役職名



## (4) 特定個人情報保護評価の再実施等 (概要)

### 定期的な対応について

- 少なくとも1年に1回、公表した評価書の記載事項を実態に照らして、変更が必要か否かを検討するように努める。

### 評価の再実施とは

- **重要な変更※**、しきい値判断の結果の変更があれば、特定個人情報保護評価の再実施を行う。  
評価の再実施は、当初評価と同様の手続が必要であることから、全項目評価を行う機関は、パブリックコメントや第三者点検等も必要になる。

#### [評価の再実施を行う時期]

- 「**重要な変更※**」が生じる場合は、当該変更を加える前に、また、「しきい値判断の結果の変更」が生じた場合は、速やかに評価の再実施を行う。

※ 例えば、情報提供ネットワークシステムによる情報連携、特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無等、又はリスク対策に係る変更（特定個人情報保護評価指針別表）

### 評価の修正とは

- 評価の再実施に該当する場合以外の、例えば、リスク対策の変更に至らない、評価書の記述の見直しや組織名や法令名の修正、特定個人情報の漏えい等の事態のリスクを明らかに軽減させる変更等軽微な修正を行うもの。評価書の該当箇所を修正し、委員会へ提出後、公表となる。

## (5) - 1 特定個人情報保護評価の再実施等【定期】

### 特定個人情報保護評価指針

- 第5 特定個人情報保護評価の実施手続 4 特定個人情報保護評価書の見直し**  
評価実施機関は少なくとも1年に1回、公表した特定個人情報保護評価書の記載事項を実態に照らして見直し、変更が必要か否かを検討するよう努めるものとする。
- 第6 特定個人情報保護評価の実施時期 2 新規保有時以外（抜粋）**  
**(3) しきい値判断の結果の変更（前段）**  
上記第5の4に定める特定個人情報保護評価書の見直しにおいて、対象人数又は取扱者数が増加したことによりしきい値判断の結果が変わり、新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断される場合、評価実施機関は、速やかに特定個人情報保護評価を再実施するものとする。
- (4) 一定期間経過**  
評価実施機関は、規則第15条の規定に基づき、直近の特定個人情報保護評価書を公表してから5年を経過する前に、特定個人情報保護評価を再実施するよう努めるものとする。
- 第7 特定個人情報保護評価書の修正**  
**1 基礎項目評価書（抜粋）**  
基礎項目評価書の記載事項に、第6の2（3）のしきい値判断の結果の変更に該当しない変更が生じた場合、評価実施機関は、規則第14条の規定に基づき、基礎項目評価書を速やかに修正し、委員会に提出した上で公表するものとする。
- 2 重点項目評価書・全項目評価書（抜粋）**  
重点項目評価書又は全項目評価書の記載事項に、第6の2（2）の重要な変更に当たらない変更が生じた場合、評価実施機関は、規則第14条の規定に基づき、重点項目評価書又は全項目評価書を速やかに修正し、委員会に提出した上で公表するものとする。

## (5) - 2 特定個人情報保護評価の再実施等【定期】



### 留意事項

- 特定個人情報保護評価の再実施が義務付けられない程度の比較的軽微な変更・変化であっても、公表している特定個人情報保護評価書の記載内容と実態の齟齬を放置することは、特定個人情報ファイルの取扱いについての透明性を高め、国民・住民の信頼を確保するという特定個人情報保護評価の目的に反する結果となります。
- このため、評価実施機関には、公表している特定個人情報保護評価書の記載内容が実態に合致しているかを常に意識し、必要であれば修正し公表することが期待されています。  
特定個人情報保護評価に関する規則第14条等においては、少なくとも1年に1度は見直しを行い、記載内容の変更が必要か否かを検討するよう努めることが求められています。
- 地方公共団体情報システム機構から提供されている住民基本台帳に関する事務等に係る特定個人情報保護評価書の記載要領や、総務省から提供されている中間サーバーに係る特定個人情報保護評価書の記載例が適切に反映されているか、必要に応じて確認していただく必要があります。

## (6) - 1 特定個人情報保護評価の再実施等【随時】

### 特定個人情報保護評価指針

#### 第6 特定個人情報保護評価の実施時期 2 新規保有時以外（抜粋）

##### (2) 重要な変更

評価実施機関は、保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えようとするときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施するものとする。

(注) 「重要な変更」については、特定個人情報保護評価指針の解説104ページ以降を参照してください。

##### (3) しきい値判断の結果の変更（後段）

評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生によりしきい値判断の結果が変わり、新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断される場合、評価実施機関は、当該特定個人情報に関する重大事故の発生後速やかに特定個人情報保護評価を再実施するものとする。

#### 第7 特定個人情報保護評価書の修正< (5) - 1 の再掲 >

##### 1 基礎項目評価書（抜粋）

基礎項目評価書の記載事項に、第6の2(3)のしきい値判断の結果の変更に該当しない変更が生じた場合、評価実施機関は、規則第14条の規定に基づき、基礎項目評価書を速やかに修正し、委員会に提出した上で公表するものとする。

##### 2 重点項目評価書・全項目評価書（抜粋）

重点項目評価書又は全項目評価書の記載事項に、第6の2(2)の重要な変更にあたらない変更が生じた場合、評価実施機関は、規則第14条の規定に基づき、重点項目評価書又は全項目評価書を速やかに修正し、委員会に提出した上で公表するものとする。

## (6) - 2 特定個人情報保護評価の再実施等【随時】

### 特定個人情報保護評価指針の解説

#### Q第6の2(3)-4のA(抜粋)

ある事務について既に特定個人情報保護評価書を公表していた場合、当該事務に関わりのない評価実施機関内の部署が特定個人情報に関する重大事故を発生させたとしても、それにより当該事務に関するしきい値判断の結果が変われば、特定個人情報保護評価の再実施が必要となります。



### 留意事項

- 「重要な変更」については、そのような変更を加えようとする前に特定個人情報保護評価を再実施する必要がある。  
よって、事後的な処理を行うことになる特定個人情報保護評価書の定期的な見直し（前述(5)-1）において、「重要な変更」が見つかることは想定されていません。
- しきい値判断項目の変更に伴ってしきい値判断の結果が変わり、新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断される場合、速やかに特定個人情報保護評価を再実施することが求められます。  
この場合、しきい値判断項目の中でも、①対象人数及び②取扱者数と、③重大事故の発生では、特定個人情報保護評価の再実施の契機が異なります。  
①及び②については、特定個人情報保護評価書の定期的な見直しにおいてしきい値判断の結果が変わった後、速やかに特定個人情報保護評価を再実施することとなります。  
一方、③については、特定個人情報に関する重大事故の発生を知った後、速やかに特定個人情報保護評価を再実施することとなります。

# (7) 独自利用事務についての特定個人情報保護評価

## 特定個人情報保護評価指針

### 第6 特定個人情報保護評価の実施時期

#### 1 新規保有時（抜粋）

特定個人情報ファイルを新規に保有しようとする場合、原則として、当該特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施するものとする。

### 第12 特定個人情報保護評価に係る違反に対する措置

#### 1 特定個人情報保護評価の未実施に対する措置（抜粋）

特定個人情報保護評価を実施するものとされているにもかかわらず実施していない事務については、情報連携を行うことが禁止される。



## 留意事項

- 番号法第9条第2項に基づき条例で定める事務（いわゆる「独自利用事務」）についても、番号法別表第一に掲げる事務と同様に、特定個人情報保護評価を実施する必要がありますので、特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）に基づき、適切に特定個人情報保護評価を実施していただきますようお願いいたします。

※（6）及び（7）については、平成28年7月22日付け各都道府県・指定都市番号制度担当部局長あて個人情報保護委員会事務局総務課長事務連絡「特定個人情報保護評価の適切な実施について」においても、同様の内容を周知しておりますので、ご参照ください。

### 3. 番号法第9条第2項の条例で定める事務 (独自利用事務)に係る情報連携について

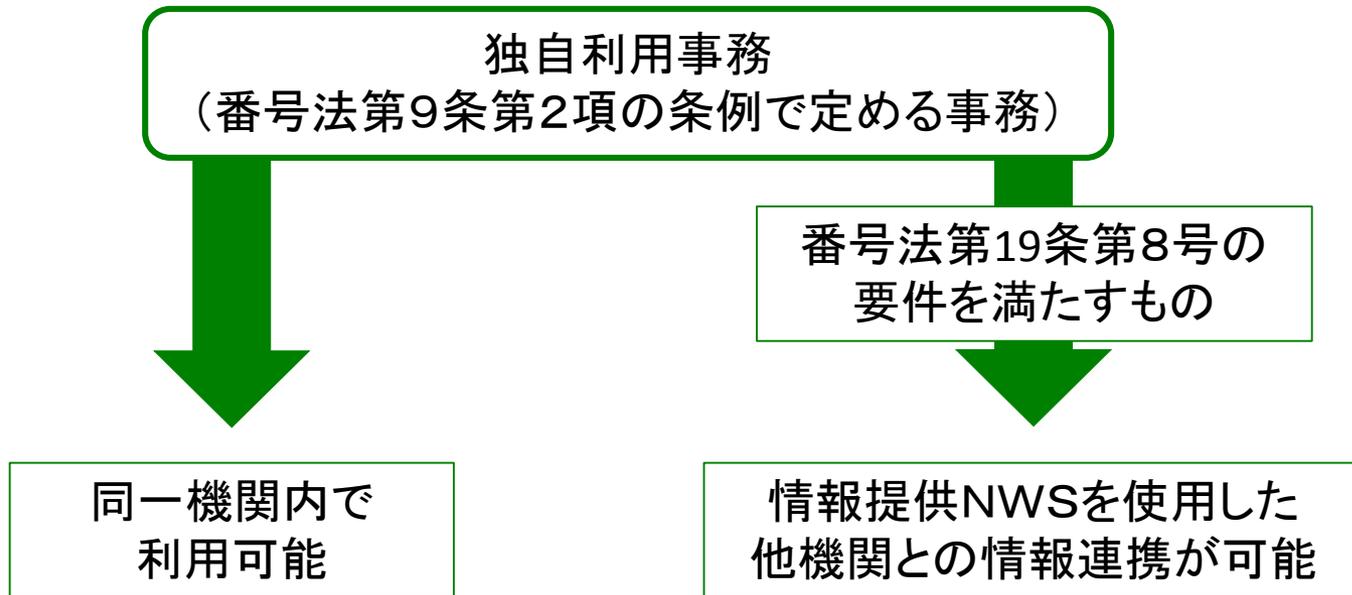
---

# 目 次

---

- (1) 独自利用事務に係る情報連携について
- (2) 情報連携の対象となる独自利用事務の事例等について
- (3) 独自利用事務の情報連携の活用促進
- (4) 独自利用事務の情報連携に係る届出について

# (1) 独自利用事務に係る情報連携について① (番号法第19条第8号)



## 【参考】番号法第9条第2項（抄）

地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税（中略）又は防災に関する事務その他これらに類する事務であつて条例で定めるものの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

## (1) 独自利用事務に係る情報連携について② (番号法第19条第8号)

番号法第9条第2項の事務のうち、**法定事務に準じたもの**として以下の要件を満たす事務は、番号法第19条第8号に基づく委員会規則で定める届出を行うことにより、情報提供ネットワークシステム(NWS)を使用して他機関との情報連携が可能

○独自利用事務の趣旨又は目的が、法定事務の根拠となる法令の趣旨又は目的と同一であること。

○その事務の内容が、法定事務の内容と類似していること。

このとき、情報連携を行う機関、連携される情報は以下のとおり

○情報照会者：地方公共団体の長その他の執行機関

○情報提供者：法定事務における情報提供者と同一又は当該情報提供者のいずれか

○連携される特定個人情報：法定事務において提供を求める特定個人情報の範囲と同一又はその一部

## (2) 情報連携の対象となる独自利用事務の事例

委員会では、地方公共団体より要望のあった事務について関係省庁と協議の上、情報連携の要件に合致したものを、随時事例として決定し、この事例に即して届出を受け付けることとしています。

### ◆ 委員会で公表済の情報連携の対象となる独自利用事務の事例

※( )内は準ずる番号法別表第2の項

- ① 子どもの医療費助成に関する事務(9、74)
- ② 小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務(9)
- ③ 障害児通所給付費等の支給に関する事務(10、11)
- ④ 障害福祉サービスの提供に関する事務(10、11)
- ⑤ 予防接種に係る実費の徴収に関する事務(法定事務に係るものを除く。)(18)
- ⑥ 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)」に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務(26)
- ⑦ 地方公共団体が公営住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務(31)  
※ 住宅に困窮する低額所得者に対する低廉な家賃での賃貸又は転貸である場合
- ⑧ 特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)(37)

(次ページへ続く)

- ⑨ 地方公共団体が改良住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務(54)
- ⑩ ひとり親等の医療費助成に関する事務(57、65)
- ⑪ 児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務(57)
- ⑫ 母子家庭等及び寡婦に対する資金の貸付けに関する事務(63)
- ⑬ ひとり親家庭等を対象とした給付金等の支給に関する事務(65)
- ⑭ 重度心身障害者等の医療費助成に関する事務(67、108)
- ⑮ 障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務(67、108)
- ⑯ 心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務(67、108)
- ⑰ 障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務(67、108)
- ⑱ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)(67、108)
  - ※ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業(法定事務に係るものを除く。)については、主務省令が定まるまでの当面の措置として情報連携を実施するものである。
- ⑲ 心身障害者扶養共済制度の掛金減免に関する事務(67、108)
- ⑳ 高齢者の医療費助成に関する事務(94)
- ㉑ 介護サービス等利用者負担軽減に関する事務(94)

(次ページへ続く)

- ②② 介護サービス等の給付に関する事務(介護用品支給に関する事務、日常生活用具の給付に関する事務、住宅改造等費用助成に関する事務、移動支援に関する事務等(介護保険法に基づく市町村特別給付及び地域支援事業を含む。))(94)
- ※ 介護保険法に基づく地域支援事業(法定事務に係るものを除く。)及び市町村特別給付については、主務省令が定まるまでの当面の措置として情報連携を実施するものである。
- ②③ 肝炎・結核等の感染症の医療費助成に関する事務(97)
- ②④ 学資の貸与に関する事務(106)
- ②⑤ 高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務(106、113)
- ②⑥ 私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務(106、113)
- ②⑦ 就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)(113)
- ②⑧ 幼稚園就園奨励費の支給に関する事務(113、116)
- ②⑨ 保育所保育料の減免・免除に関する事務(116)
- ③⑩ 子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事(116)
- ③⑪ 難病患者の医療費助成に関する事務(120)
- ③⑫ 不妊治療費用の補助に関する事務(120)
- ③⑬ 地方公共団体が特定優良賃貸住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づいて建設された特定公共賃貸住宅でないもの。)(85の2)
- ③⑭ 妊産婦の医療費助成に関する事務(70)
- ③⑮ 私立中学校等就学支援に関する事務(113)

### (3) 独自利用事務の情報連携の活用促進

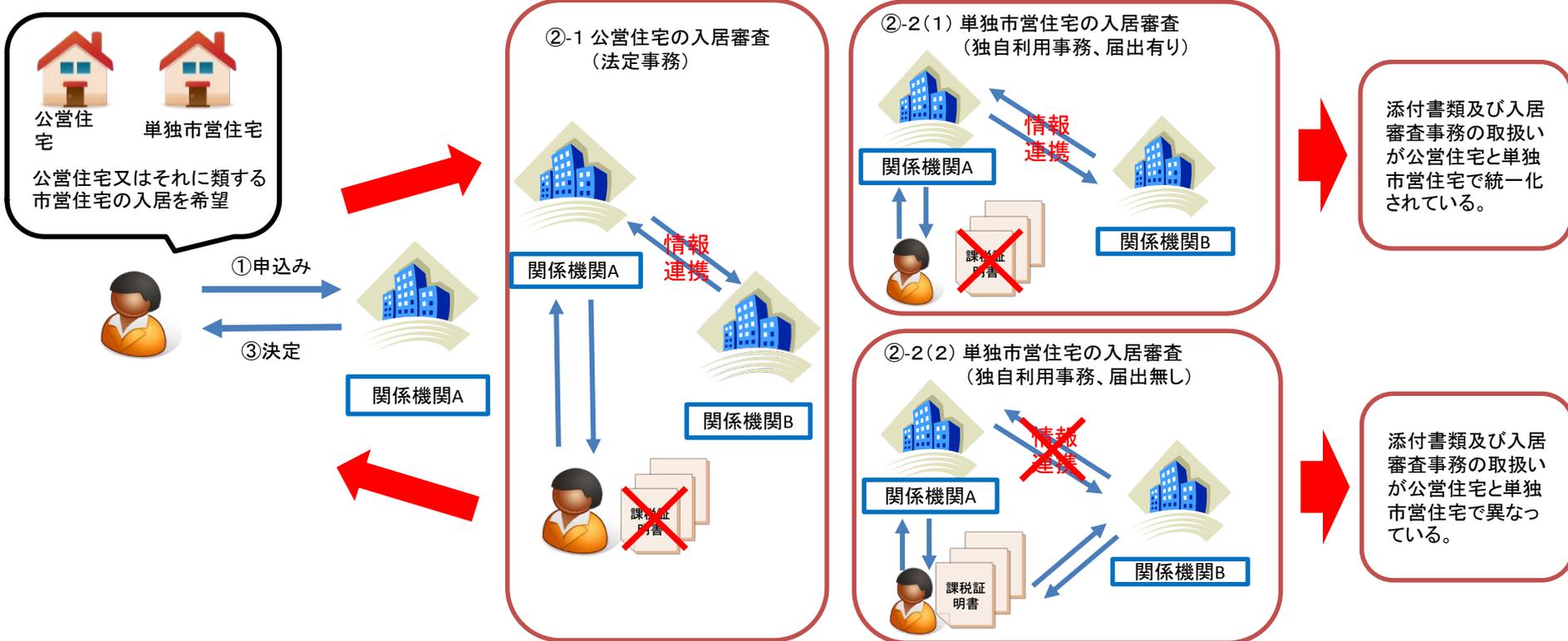
#### ◆ 平成30年4月9日付け事務連絡「独自利用事務の情報連携の活用について」

独自利用事務の情報連携の活用により

- ・住民にとっては、申請等の際の添付書類の削減
- ・地方公共団体にとっては、各事務手続における添付書類の取扱いの統一を図ることができる

⇒ そのような観点から改めて活用をご検討いただきたい

例：地方公共団体が公営住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務



## (4) 独自利用事務の情報連携に係る届出について①

### ◆ 独自利用事務の情報連携について届出を行った団体...1,141団体

(内訳)	都道府県	43団体/47団体
	市区町村	1,098団体/1,741団体

### ◆ 情報連携について届出を行った事務件数...6,898事務

(内訳)	都道府県	262事務
	市町村	6,636事務

## (4) 独自利用事務の情報連携に係る届出について②

### ◆ 届出書の提出について

既定の様式にて、受付期間に委員会に届出

届出→委員会承認→承認のお知らせ(届出事項の公表依頼)

→各届出団体において届出書の公表

### ※変更届(届出期間のみ受付)

承認済みの届出について、以下に該当する場合に提出

届出書記載事項のうち、

・独自利用事務の事例番号(準ずる法定事務)

・提供を求める特定個人情報

のいずれかに変更がある場合

⇒ 変更届及び修正後の届出書を提出

### ※軽微な変更(随時対応)

上記以外の変更(例:事務の根拠規定の条項ずれ)がある場合

⇒修正後の届出書を委員会に提出するとともに、各団体のウェブサイトで公表している届出書を差し替え

## 4. 個人情報保護法の概要について

---

# 1. 個人情報保護法とは

- 個人の権利・利益の保護と個人情報の有用性とのバランスを図るための法律
- 基本理念を定めるほか、**民間事業者の個人情報の取扱い**について規定



## 個人情報保護法の目的

### 第1条

この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う**事業者の遵守すべき義務等を定める**ことにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

# 2. 改正個人情報保護法の概要

○平成27年9月 改正個人情報保護法が成立（**施行は平成29年5月30日**）

## ●改正のポイント●

### 1. 個人情報保護委員会の新設

個人情報取扱事業者に対する監督権限を各分野の主務大臣から委員会に一元化。

### 2. 個人情報の定義の明確化

- ①利活用に資するグレーゾーン解消のため、個人情報の定義に身体的特徴等が対象となることを明確化。
- ②要配慮個人情報（本人の人種、信条、病歴など本人に対する不当な差別又は偏見が生じる可能性のある個人情報）の取得については、原則として本人同意を得ることを義務化。

### 3. 個人情報の有用性を確保（利活用）するための整備

匿名加工情報（特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報）の利活用の規定を新設。

### 4. いわゆる名簿屋対策

- ①個人データの第三者提供に係る確認記録作成等を義務化。（第三者から個人データの提供を受ける際、提供者の氏名、個人データの取得経緯を確認した上、その内容の記録を作成し、一定期間保存することを義務付け、第三者に個人データを提供した際も、提供年月日や提供先の氏名等の記録を作成・保存することを義務付ける。）
- ②個人情報データベース等を不正な利益を図る目的で第三者に提供し、又は盗用する行為を「個人情報データベース等不正提供罪」として処罰の対象とする。

### 5. その他

- ①**取り扱う個人情報の数が5000以下である事業者を規制の対象外とする制度を廃止。**
- ②オプトアウト（※）規定を利用する個人情報取扱事業者は所要事項を委員会に届け出ることを義務化し、委員会はその内容を公表。（※本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止する場合、本人の同意を得ることなく第三者に個人データを提供することができる。）
- ③外国にある第三者への個人データの提供の制限、個人情報保護法の国外適用、個人情報保護委員会による外国執行当局への情報提供に係る規定を新設。

## 2. 改正個人情報保護法の概要

### 改正個人情報保護法の全面施行に向けた連携について（協力依頼） ※抜粋

（平成29年3月10日 個人情報保護委員会事務局 事務連絡）

各都道府県・指定都市 個人情報保護担当課 御中

…

#### 2. 業所管課における適切な法令遵守に係る指導（従来通り）

改正法の全面施行により、個人情報保護法の監督権限が主務大臣から当委員会に一元化されますが、貴都道府県・指定都市における各業法の担当課に業法に関する不備等の報告があった際に、当該報告に個人情報保護法に関連する内容が含まれている場合には、従来どおり、一般的な法令遵守に係る指導の一環として、業法と併せて個人情報保護法の遵守もご指導くださいますよう、お願い致します。

なお、個人情報の漏えい事案のうち、事業者が公表している事案又は報道機関により報道されている事案（いずれも予定を含む。）について、関係各課において把握された場合は、当委員会事務局に情報提供をお願い致します。

（参考）個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について

（平成29年個人情報保護委員会告示第1号）

<http://www.ppc.go.jp/files/pdf/iinkaikokuzi01.pdf>

# 2. 改正個人情報保護法の概要

## 個人情報保護委員会HPでの情報提供（例）

### 地方公共団体における個人情報保護担当課一覧

#### 1 都道府県

平成29年4月現在

	総括課	施策別の担当部署		
		「保有する個人情報の保護」の総括課 (法第11条)	「区域内の事業者への支援」の総括課 (法第12条)	「苦情処理のあっせん等」の総括課 (法第13条)
北海道	総務部法制文書課行政情報センター	総務部法制文書課行政情報センター	総務部法制文書課行政情報センター	総務部法制文書課行政情報センター
青森県	総務部総務学事課	総務部総務学事課	総務部総務学事課	環境生活部県民生活文化課
岩手県	総務部法務学事課	総務部法務学事課	総務部法務学事課	総務部法務学事課
宮城県	総務部県政情報公開室	総務部県政情報公開室	総務部県政情報公開室	総務部県政情報公開室 環境生活部消費生活・文化課
秋田県	総務部広報広聴課	総務部広報広聴課	総務部広報広聴課	総務部広報広聴課
山形県	総務部学事文書課	総務部学事文書課	総務部学事文書課	環境エネルギー部危機管理・くらし安心局くらし安心課
福島県	総務部文書法務課	総務部文書法務課	総務部文書法務課	総務部文書法務課
茨城県	総務部総務課	総務部総務課	総務部総務課	生活環境部生活文化課
栃木県	経営管理部文書学事課	経営管理部文書学事課	経営管理部文書学事課	経営管理部文書学事課
群馬県	生活文化スポーツ部県民センター	生活文化スポーツ部県民センター	生活文化スポーツ部県民センター	生活文化スポーツ部県民センター
埼玉県	県民生活部県政情報センター	県民生活部県政情報センター	県民生活部県政情報センター	県民生活部県政情報センター 県民生活部消費生活課
千葉県	総務部審査情報課	総務部審査情報課	総務部審査情報課	消費者センター
東京都	生活文化局広報広聴部情報公開課	生活文化局広報広聴部情報公開課	生活文化局広報広聴部情報公開課	生活文化局広報広聴部情報公開課
神奈川県	県民局くらし県民部情報公開広聴課	県民局くらし県民部情報公開広聴課	県民局くらし県民部情報公開広聴課	県民局くらし県民部情報公開広聴課
新潟県	総務管理部法務文書課	総務管理部法務文書課	総務管理部法務文書課	総務管理部法務文書課
富山県	経営管理部文書総務課	経営管理部文書総務課	経営管理部文書総務課	経営管理部文書総務課 生活環境文化部県民生活課
石川県	総務部総務課行政情報サービスセンター	総務部総務課行政情報サービスセンター	総務部総務課行政情報サービスセンター	県民文化局県民生活課
福井県	総務部情報公開・法制課	総務部情報公開・法制課	総務部情報公開・法制課	安全環境部県民安全課
山梨県	総務部私学文書課	総務部私学文書課	総務部私学文書課	総務部私学文書課 企画県民部県民生活センター
長野県	総務部情報公開・法務課	総務部情報公開・法務課	総務部情報公開・法務課	総務部情報公開・法務課

(出典) [https://www.ppc.go.jp/files/pdf/personal\\_local\\_department.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/personal_local_department.pdf)

# 3. 広報啓発活動

## ✓ 説明会への講師派遣

- ・各種事業者団体が主催する説明会への講師派遣  
(平成29年度実績：計174回、約16,000名が出席)
- ・平成28年度は地方公共団体と協力して中小事業者向け全国説明会を47都道府県で開催  
(28年10月～29年3月までで計61回、約7,600名が参加)

## ✓ 委員会ウェブサイトの充実

- ・委員会ウェブサイトに「中小企業サポートページ（個人情報保護法）」、「くらしと個人情報（お役立ちページ）」を開設

⇒事業者向け「はじめての個人情報保護法～シンプルレッスン～」をはじめ、わかりやすい資料を掲載

[https://www.ppc.go.jp/personal/chusho\\_support/](https://www.ppc.go.jp/personal/chusho_support/)

⇒消費者向けにお役立ち情報を掲載

<https://www.ppc.go.jp/personal/life/>

## ✓ 自治会・同窓会向け名簿作成・配布に関する資料の展開

⇒委員会ウェブサイト「自治会・同窓会向け 会員名簿を作るときの注意事項」を掲載

[https://www.ppc.go.jp/files/pdf/meibo\\_sakusei.pdf](https://www.ppc.go.jp/files/pdf/meibo_sakusei.pdf)

## ✓ 子どものための個人情報保護法ハンドブックの配布

⇒小学生高学年向けにハンドブックを作成し、全国の小学校へ紹介、必要に応じて配布

⇒全面施行後も、引き続き積極的な広報活動に取り組んでいる

## 4. 参考

### ●個人情報保護法に関する相談ダイヤル

個人情報保護法の解釈や個人情報保護制度についての一般的な質問にお答えしたり、個人情報の取扱いに関する苦情の申出についてのあっせんを行うための相談ダイヤル

個人情報保護法相談ダイヤル

**03-6457-9849**  
くわしく

受付時間 土日祝日及び年末年始を除く 9:30～17:30

### ●個人情報保護委員会ウェブサイト

**中小企業サポートページ（個人情報保護法）**

[https://www.ppc.go.jp/personal/chusho\\_support/](https://www.ppc.go.jp/personal/chusho_support/)

⇒新たに法の適用を受ける事業者の方向けのわかりやすい説明資料を掲載しています。

**くらしと個人情報（お役立ち情報）**

<https://www.ppc.go.jp/personal/life/>

⇒消費者向けにお役立ち情報を掲載しています。

## 4. 参考

### 個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)

#### (国の責務)

第4条 国は、この法律の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その地方公共団体の区域の特性に応じて、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

#### (地方公共団体等への支援)

第8条 国は、地方公共団体が策定し、又は実施する個人情報の保護に関する施策及び国民又は事業者等が個人情報の適正な取扱いの確保に関して行う活動を支援するため、情報の提供、事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### (個人情報の適正な取扱いを確保するための措置)

第10条 国は、地方公共団体との適切な役割分担を通じ、次章に規定する個人情報取扱事業者による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるものとする。

# 4. 参考

## 個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)

### 第3節 地方公共団体の施策

#### (地方公共団体等が保有する個人情報の保護)

第11条 地方公共団体は、その保有する個人情報の性質、当該個人情報を保有する目的等を勘案し、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その性格及び業務内容に応じ、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。

#### (区域内の事業者等への支援)

第12条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (苦情の処理のあっせん等)

第13条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

### 第4節 国及び地方公共団体の協力

第14条 国及び地方公共団体は、個人情報の保護に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。

# 4. 参考

## 個人情報保護に関する基本方針(平成16年4月2日閣議決定。平成28年10月28日一部変更)

### 3 地方公共団体が講ずべき個人情報保護のための措置に関する基本的な事項

#### (2) 広報・啓発等住民・事業者等への支援

##### ② 地方公共団体の部局間の相互連携

地方公共団体は、法の施行に関し、自ら保有する個人情報の保護、その区域内の事業者等への支援、苦情の処理のあっせん等、さらには、法第77条及び個人情報保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。以下「令」という。)第21条の規定により事業所管大臣又は金融庁長官(以下「事業所管大臣等」という。)に委任された権限を行使することまで、広範で多様な施策の実施が求められている。地方公共団体においては、こうした多様な施策は、個人情報の保護に関する条例の所管部局、住民からの苦情の相談を担う部局、各事業・事業者の振興・支援を担う部局等相当数の部局にまたがるものと見込まれるが、個人情報に関する住民の権利利益の保護の実効性を確保するためには、広範な施策が一体的・総合的に講じられるよう、関係部局が相互に十分な連携を図る必要がある。

また、事業者からの相談や住民からの苦情等の相談の利便性の観点から、連携体制の確保に併せて、関係部局間の役割分担と窓口を明らかにして、これを公表すること等により周知することが望まれる。

#### (3) 国・地方公共団体の連携の在り方

事業者に対する報告の徴収等の事業所管大臣等に委任された権限については、法第77条及び令第21条の定めるところにより、地方公共団体がその事務を処理することとされるものがあるが、他方、地方公共団体の区域をまたがって事業者が活動している場合等においては、地方公共団体が十分に事業者の事業活動を把握することが難しいことも考えられる。このため、地方公共団体と事業所管大臣等は、基本方針に基づく各窓口を活用し、十分な連携を図ることとし、地方公共団体は、事業所管大臣等に必要な情報の提供等の協力を求めるとともに、事業所管大臣等は、必要な場合には、令第21条第2項に基づき自ら権限を行使するものとする。

また、法制度についての広報・啓発、苦情の相談等の業務についても、住民や事業者等に混乱を生じさせないよう、国と地方公共団体が相協力することが重要であり、このため、個人情報保護委員会及び独立行政法人国民生活センターは、広報資料や苦情処理マニュアル等の情報の提供を図るとともに、各窓口の活用により個別の相談事例から得られる知見を蓄積し、その共有を図るものとする。

**(参考) 国の行政機関・独立行政法人等における  
非識別加工情報制度の概要について**

---

# 行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法の改正

## 1. 背景

- ▶ 近年の情報通信技術の進展により、いわゆるビッグデータの収集・分析が可能となる中、特に利用価値が高いとされているパーソナルデータ（個人の行動・状態等に関するデータ）の利活用を適切に促進していくことは、官民を通じた重要な課題。
- ▶ 個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの適正かつ効果的な利活用を積極的に推進していくため、民間事業者による個人情報等の取扱いを規律する改正個人情報保護法が成立（平成27年9月）。
- ▶ 国の行政機関・独立行政法人等の保有する個人情報についても、パーソナルデータの利活用に資するよう適切に規律する改正行政機関個人情報保護法及び改正独立行政法人等個人情報保護法が成立（平成28年5月）。

## 2. 国の行政機関・独立行政法人等における非識別加工情報の制度の導入

- ▶ 改正個人情報保護法では、民間事業者により、個人情報を特定の個人を識別することができないように加工し、かつ、当該個人情報を復元することができないようにする「匿名加工情報」の制度が導入。
- ▶ 国の行政機関・独立行政法人等についても、これが保有する個人情報を特定の個人が識別できないよう加工し、かつ、当該個人情報を復元できないようにする「非識別加工情報」の制度が導入され、これを民間事業者に提供するもの。
- ▶ 非識別加工情報が民間事業者に提供された場合、非識別加工情報取扱事業者として、行政機関個人情報保護法又は独立行政法人等個人情報保護法により規律されるとともに、当該事業者は非識別加工情報を個人情報保護法の匿名加工情報として取り扱うこととなるため、併せて、匿名加工情報取扱事業者として個人情報保護法により規律。

# 個人情報保護委員会の総合案内所

■ 個人情報保護委員会の総合案内所は、行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法に基づいて 非識別加工情報の提供の円滑な運用を確保するために設置。

## 《 主な案内内容 》

- ・ 国の行政機関・独立行政法人等の非識別加工情報の制度の仕組み
- ・ 提案の募集をしている国の行政機関・独立行政法人等の窓口
- ・ 非識別加工情報に関する個人情報保護委員会規則等の解釈 等

問合せは、**行政機関等非識別加工情報に関する総合案内所**

**03-6457-9687** まで

受付時間 9:30～17:30（土日祝日及び年末年始を除く）

〔URL〕 <https://www.ppc.go.jp/application/govNDPInfoGIC/>

行政機関等非識別加工情報に関する総合案内所

検索

クリック